



名保幼第322号  
令和3年7月9日

保育施設等を利用する児童の保護者 各位

名護市長 渡具知 武豊



新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第13報）  
（新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言区域」の指定に伴う保育所等の  
対応について）

保護者の皆様には、日頃より名護市の保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、沖縄県の「緊急事態宣言」の期間が令和3年8月22日まで延長されることが国において決定され、沖縄県においては「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」（7月8日改正）が発出されました。

保育所等の取扱いについては、これまで同様に「引き続き保育の提供を継続するとともに、感染拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼、又は臨時休園等の対応を検討するように」との内容で依頼がありました。

つきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について【第12報】」（令和3年6月18日付け名保幼第266号）により、6月21日から7月11日までの間、家庭保育の協力依頼を行ってきたところでございますが、今回の緊急事態宣言の指定期限が令和3年8月22日まで延長されたことに伴い、上述の県の方針にならい、引き続き可能な限りの家庭保育につきご理解とご協力をお願いいたします。

## 記

### 1 家庭保育の協力依頼期間

令和3年6月21日（月）から令和3年8月22日（日）まで

※本決定事項は令和3年7月9日時点のものであり、今後の状況により変更もあり得ることを申し添えます。

名護市子ども家庭部保育・幼稚園課  
連絡先：0980-53-1212（内線129・109）